

II 人権施策推進の方向

豊かな人権文化の創造をめざして、「人権教育・啓発」及び「人権問題に関する相談・支援」を人権施策の基本的な柱として位置づけ、その積極的かつ効果的な推進を図ります。

1 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発については、市民一人ひとりが、家庭・地域社会、学校、職場その他のさまざまな場を通じて、人権尊重の意識を高めることができるよう、あらゆる機会や効果的な手法を取り入れ、市民の自主性の尊重を旨として推進します。

その際、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと、それぞれの人権問題の解決といった個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことから、この両者に十分配慮しながら、人権教育・啓発の推進に努めます。

(1) 人権教育の推進

① 学校教育

学校園においては、憲法、「教育基本法」ならびに国際人権規約、「児童の権利に関する条約」等の精神に則り、幼児・児童・生徒が権利の主体であることを基本に据え、一人ひとりの尊厳と最善の利益の確保を最優先し教育を進めなければなりません。

急速な少子化、核家族化、都市化の進行による近隣人間関係の希薄化、女性の社会進出の増大やライフスタイルの変化など社会状況の変化とともに、子どもの成長や子育てをめぐる問題は複雑になり、深刻な社会問題となっています。

そのような環境の変化に伴い、子どもたちの集団遊び・自然体験・社会体験の機会が減少したことや、過保護や過干渉・無関心や虐待など身近な大人から不適切な対応を受けたことにより、社会性や規範意識の欠如や自立の遅れ、自尊感情を持っていないなどの子どもが増加してきています。

また、依然として、いじめ・不登校、差別事象、子どもが被害者や加害者となる凶悪犯罪、子どもをターゲットにした性的商品化など人権にかかわる課題も多く存在します。

さらに、国際化の急速な進展に伴い、本市においても学校園に多数の外国籍の幼児・児童・生徒が在籍しています。このような現状にあっては、異なる文化をもった人々の人権を尊重し、共に生きる幼児・児童・生徒の育成が早急に求められています。

学校園においては「奈良市同和教育推進についての指針」の理念を尊重し、あらゆる教育活動を通して、幼児・児童・生徒に、自他の人権についての理解を深め、それを具体的な行動へとつなぐことができる力を育てる取組を推進します。こうした取組を進めるため、教職員・保育士は、人権教育の推進に果たす役割の重要性を認識し、自ら研修に努めるとともに、学校園においても、研修を計画的に進めます。

ア すべての教育活動における人権教育の推進

学校園におけるすべての教育活動を通して、幼児・児童・生徒が人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身につけるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身につける効果的な人権教育の創造に努めます。

また、「教育を受けること」自体が人間の生存にとって必要不可欠な人権であるとの認識に立ち、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を通して基礎学力の充実を図ります。

イ モデル校園の指定と学習資料の提供

効果的に人権教育を推進するため、実践的研究や調査研究を行うモデル校を指定し、研修講座等を通してその成果が広く活用されるよう努めます。

また、学校園における新たな教材の開発や各種学習資料の作成に努めます。

ウ 学習内容の充実

人としての基盤を形成する幼児教育、豊かな体験を積み上げ自立を図る義務教育、そして自立確保を果たす高等学校教育において、それぞれの地域や幼児・児童・生徒の実態に応じた人権教育の学習内容の充実に努めます。

エ 教職員・保育士研修の計画的な推進

教職員・保育士は幼児・児童・生徒に直接接し、指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。すなわち、教職員・保育士の感性や姿勢そのものが人権教育を推進する上で何よりも重要であると考えます。

そこで、教職員・保育士の人権教育に関する意欲と関心を高め、指導者としての資質の向上を図るため、研修を計画的に実施するとともに、各学校園での研修を支援します。

オ 家庭・地域との連携

家庭や地域の大人たちが人権尊重の理念を十分認識し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という共通の視点に立って子どもたちを育てていくことが大切であるため、家庭・学校・地域社会におけるさまざまな学習や活動を通して、子どもたちが人権尊重の精神や態度を培っていただけるよう支援します。

カ 校種間及び関係機関との連携

子どもたちの発達段階の特性を十分認識しながら校種（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校）間や関係機関との連携をより一層進め、系統的・継続的・効果的な人権教育を推進していきます。

② 社会教育

人権を社会の中に定着させ、自分自身のものとするためには、家庭や地域社会で、市民がおたがいの人権を尊重し豊かで生きがいのある生活を送ることができるようになることが重要です。そのために、すべての人々の人権が真に尊重され、だれもが自己実現を図り、いきいきと生活できる生涯学習社会の実現をめざします。

家庭は、個人の人権を尊重し、生命の尊さを認識させ、基本的な社会性を身につけさせるなど、子どもの人格形成に大きな役割を果たす場であり、家庭・学校・地域は、人と人との出会いを通し、より良い生き方を学ぶ大切な教育の場であるとともに、学んだことを実践する場でもあります。

しかし、近年、核家族化、少子化といった家庭環境の変化に伴い、基本的な人格形成の場である家庭での教育機能が低下し、家庭における教育の問題は深刻な状況になっています。これまで家庭教育の充実をめざしたさまざまな取組が行われてきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。特に、児童虐待など子どもの人権を取り巻く状況には厳しいものがあり、生命の尊さを大切にする心や人権を尊重する主体的な力を育てていくことが緊急かつ重要な課題になっています。

そのため、こうした家庭の状況をふまえ、一人ひとりの人権を大切にする家庭教育に対する一層の支援を行うとともに、家庭、学校、地域がより相互に連携を図りながら、子育て支援を展開する必要があります。

地域社会における人権教育としては、地域社会のさまざまな場と機会をとらえ、同和教育を中心とする人権教育を実施してきました。1994（平成6）年には、「奈良市生涯学習推進基本計画」を策定し、同和問題をはじめとする人権問題の解決をめざした学習機会の提供に努めてきました。

たとえば、市内各地域の公共施設等において、人権草の根講演会等の講演会や研修会を実施するとともに、奈良市人権教育推進協議会と連携を図りながら、人権教育地区別研修会等を開催してきました。

これからも、地域の実情をふまえた人権教育を推進するため、あらゆる機会、あらゆる場をとらえ、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけながら、体系的・計画的に多様な手法を整えて学習を進める必要があります。

これまでの人権に関する学習手法は、さまざまに工夫されてきましたが、今後も参加体験型学習を充実させるとともに、この学習を導入するための指導者の養成や効果的な教材を作成することが必要です。

また、人権啓発推進委員等が中心となって、人権や差別に対する正しい理解と認識を培う自主的な市民組織の活動に対して支援をしてきました。

しかし、人権が現代的な学習課題の重要な柱であるにもかかわらず、学習や内容が地域や市民の生活課題から離れていたり、画一的な展開であったり、国際的な視点が希薄であったりして、魅力的な学習になり得ていない場合もみられます。

今後も、学習に対する市民ニーズの把握に努め、学習の成果が行動につながるように、学習内容や方法、教材の改善に努めなければなりません。

また、自主的な市民組織の活動に対しより一層の支援が必要になっています。さらに、公民館などの社会教育施設や人権文化センター等を拠点として、行政はもとより社会教育関係団体やNPO等との広範な人権教育推進のネットワー

ク化を進めることも必要です。

ア 家庭教育の充実

家庭教育支援を教育行政の重点課題の一つとして施策の充実を図り、家庭教育の重要性について、家庭教育に関する講演会、研修会等の実施に努めます。

子育ての支援については、講座などを開催するとともに、公民館等が地域社会の子育てを支援する場として、その役割が果たせるよう、機能の充実に努めます。

男女共同参画型社会の実現にむけた家庭づくりや地域づくりに関する情報の提供に努めます。

イ 地域社会における学習機会の充実

市民が自発的に人権問題の学習に取り組む姿勢をもち、人権に対する正しい理解と認識を深め行動に活かせるように、生命、健康、人権、国際理解、環境、高齢社会、男女共同参画社会、識字といったテーマについて、生涯にわたり多様な学習機会の提供や情報提供を行い、市民が主体的に学べるように努めます。

ウ 学習内容の充実

学級・講座等で、効果的な学習をめざして、地域の生活課題をふまえた学習プログラムを設定し、市民の学習ニーズに合った具体的な人権学習の内容の充実を図ります。

また、市民が主体的に学習するために、学習教材作成の情報の提供や視聴覚教材貸出情報、効果的な学習方法の紹介、指導者情報の提供など支援についても情報の提供に努めます。

エ 市民組織に対する支援

地域が一体となった人権教育を推進する機能の充実とともに、市民の自主的な学習活動の支援に努めます。市民が自主的な市民組織を通じて、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、効果的な学習や実践がおこなえるように、市民組織の活動に対する指導・助言等の支援に努めます。また地域の実状をふまえ、関係機関・団体等と連携して人権教育を効果的に進めることができるよう、国内外の取組に関する情報や各種資料の提供などの支援に努めます。

さらに、身近な人権侵害に気づき、その解決にむけて学習者・住民と共に歩むことができるリーダーの養成をめざした関係団体による活動に対し、研究機関・団体等が実施する講座や研修会とも連携しながら一層の支援に努めます。

(2) 人権啓発の推進

① 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、人権を他人事ではなく自分の問題としてとらえなおし、基本的人権の尊重やさまざまな人権問題に対して正しい知識を習得するとともに、多様な価値観や考え方を受け止め、考え、話し合っ問題て問題を解決する技能を培うことが必要です。

そして、人権尊重の意識を身につけ、日常の中で実践できるよう、多様な学習機会の提供や効果的な手法による啓発活動を推進します。

人権啓発活動については、さまざまな人権問題に関して、講演会や人権ふれあいカーニバル、ハートフルシアター、講座などのイベントによる啓発、テレビ・ラジオ・新聞等マスメディアによる啓発、定期的な街頭啓発、インターネット、「しみんだより」や冊子、パネル展などによる啓発を実施するとともに、各人権文化センターでは周辺地域をまき込んだ啓発活動を実施してきました。また、地域、学校、職場や関係機関・団体によっても取り組まれてきました。その結果、「人権尊重」という国際的な潮流ともあいまって、人権意識の高まりは一定の成果をみえています。

しかし、啓発内容が地域や市民の生活課題から離れていたり、画一的なものであったり、国際的な視点が希薄であったりして、魅力的な問題になり得ていない場合も見られます。

こうしたことから、人権啓発にあたっては、市民の興味や関心を的確にとらえ、身近な課題を取り上げ、市民が人権問題を自分の問題として受け止め、行動に結びつくものとなるよう、効果的な手法で行わなければなりません。

これからも、市民のニーズを的確に把握するとともに、これまでの啓発活動の内容を充実し、マンネリ化を招かないよう、手法等に工夫を加え、一層効果的に推進していきます。

ア 人材育成

日常生活での身近な人権問題に気づき、その解決にむけて取り組むリーダーや指導者を育成するため、指導者養成講座や講習会等を開催し、資質向上にむけた支援に努めます。また、リーダーや指導者については、関係機関・団体だけでなく、地域や企業、さらに若年層からも幅広く人材を確保し、活用に努めます。

イ 学習機会の提供

人権に関する正しい知識を取得し、多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っ問題て問題を解決する技能を培うことが必要です。そして、人権尊重の意識を身につけ、日常の中で実践することが、人権問題の解決には重要です。そのため、人権問題を抱える当事者との交流事業、ロールプレイングなどのワークショップ形式をはじめとした参加体験型学習など、効果的な学習手法や身近な課題をテーマとした学習内容の充実に努め、市民自らが人権について積極的に学習できる機会を提供していきます。

また、本市は、歴史的な遺産や伝統芸能等が継承されていることから、人権の視点で市内の歴史的・文化的な施設、芸能などを活用した学習機会の提供も行っていきます。

ウ 啓発内容の工夫や充実と多様な啓発媒体の活用

啓発にあたっては、日常生活や地域に根ざした身近な課題、感性に訴える事例、話題性のある講座や興味あるイベントの開催など、内容の工夫に努めるとともに、広報誌や冊子の発行、リーフレットの配布、パネルの作製と掲示、ビデオの活用、ポスター・標語の活用など、効果的な手法で進めていきます。

また、より多くの市民に、人権尊重の重要性を伝えるため、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアやインターネットのホームページなど、多様な広報媒体を活用し、人権に関する国内外の情報を提供していきます。

さらに、より一層の効果的な広報や啓発の手法開発と人権問題に関する調査や研究に努めていきます。

② 企業への人権啓発

企業等がその社会的責任を自覚し、公正な採用を行うとともに、企業内において基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう、一層啓発に努めます。

企業は、地域社会の文化や生活の安定と向上を図るとともに、住みよいまちづくりに貢献するという社会的責任が求められています。また、生命、安全、環境保全、公害防止等に対する社会的貢献も必要です。

現在、各企業においては、人権問題の解決をめざし企業内啓発や就職の機会均等を図るため研修会を実施し、人権確立にむけた取組を進めているところです。

しかし、依然として採用選考時の身元調査や職場内での差別事象、セクシュアル・ハラスメント等の人権にかかわる問題を抱えています。企業自身の人権問題への対応はもとより、企業内の人権教育・啓発の取組に対する一層の支援が求められています。

ア 企業内における推進体制の充実

さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるよう、企業内人権研修を計画し実施するための公正採用選考人権啓発推進員を選任する企業の増加にむけた支援に努めます。また、公正採用選考人権啓発推進員に対する研修の充実を図ります。

イ 企業内人権教育・啓発への支援

差別や人権侵害等の解決を図り、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用・選考に最も影響力をもつ企業主等が人権問題について正しく認識、理解することが極めて重要です。また、職場内においても従業員相互の人権意識の確立を図らなければなりません。そのため、企業へ啓発冊子の配布を行うと共に、広報誌を通じ啓発活動の支援に努めています。今後も、奈良市雇用促進連絡協議会と連携し、企業主への啓発に努めます。

また、公正採用選考人権啓発推進員が行う企業内研修を支援するため、研修教材や情報の提供、講師派遣に努めます。

さらに、商工関係団体や農林漁業などの団体に対し、事業主研修会や講習会への参加を呼びかけ、企業の積極的な人権啓発への取組を支援します。

そして、奈良市企業人権教育推進協議会との連携を図り、企業内における人権研修の取組を促します。

ウ 就職の機会均等の確保

職業選択の自由、すなわち就職の機会均等を確保するには、だれでも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選べるよう、雇用する側が公正な採用選考を行うことが重要です。

そのため、企業等に対して、社会的責任を自覚し、個人の能力と適性に基づく公正な採用を行うための適正なシステムづくりをするよう啓発に努めます。

③ 市職員等に対する人権研修の充実

奈良市の業務の多くは人権にかかわりが深いこともあり、職員（臨時・嘱託職員、再任用職員、外郭団体職員を含む）は、あらゆる人権問題の解決にむけ、その責務を自覚し、人権啓発について積極的に取り組む必要があります。そのためには、人権についての理解と認識を深め、市民啓発のリーダーとなれるよう努めます。

これまでも、本市では、1999（平成11）年度から、「『人権教育のための国連10年』奈良市行動計画」に基づき、体系的・計画的に、職員に対する研修を実施してきました。

近年の社会情勢の変化から、情報伝達のスピードがますます速くなり、さらに加速しようとしています。インターネットや携帯電話など我々を取り巻く環境も一変し、日常から人権を意識して、正しい情報を取捨選択できる能力を身に付けなければなりません。

今後、研修内容や研修手法に工夫を加えるとともに、「人権問題啓発研修指導の手引き」の有効活用や新たな研修手引書の作成などを継続していきます。職場研修では、それぞれの職場の業務に関する問題を人権尊重という視点から見直し、身近に存在する差別や不合理、矛盾を見つけだせる感覚を養い、問題解決の方法を考える研修を実施していきます。

ア 系統的・体系的な研修の充実

職員が市民啓発のリーダーとなりうる力量を培うための全体研修、経験年数別研修、指導者養成研修などを実施し、人権問題を自らの課題としてとらえ、行動できるように研修内容の充実を図ります。研修方法も聞くだけの「講義型研修」から自らが積極的に発言し討論に参加する「参加型研修」をさらに進めます。また、各職場で実態に即した研修を実施します。

イ 研修教材等の作成

各部局、課での自主的な研修を充実させるとともに職員の主体的な研修の実施をするため「人権問題啓発研修指導の手引き」の内容を充実していきます。

ウ 自己研修の充実

職員一人ひとりが自己の人権意識を高めるため、地域における研修会や懇談会、研究大会などへ積極的に参加し、自己研修に努めます。

2 相談・支援の充実

市民が、人権についてのさまざまな問題に直面したときに適切な支援ができるよう、相談を受けた際に関係機関と十分な連携がとれる体制を整備するとともに、相談や支援に関する施策の推進に努めます。

これまで、それぞれの分野別問題については、関係各課が各種相談業務において対応するとともに、関係機関とも連携を図ってきました。また、人権全般については人権擁護委員による人権相談を市民相談室で実施するなど、問題解決に取り組んできました。

しかし、相談窓口が十分に周知されていないことや相談時のプライバシーへの配慮が不十分な状態にあります。

そのため、だれもが容易に、安心して利用できるよう、当事者の立場に立った相談・支援体制を整備するとともに、相談窓口やその活動内容に関する広報活動を充実する必要があります。

さらに、社会情勢の急激な変化に伴い、相談内容が複雑になってきているだけでなく、さまざまな人権問題も生じており、相談・支援は今後より一層、重要になると思われまます。

このため、複雑・多様化した相談に迅速かつ総合的に対応するためには、相談担当者の資質向上をはじめ、各関係機関との連携をさらに強化し、相談者の立場に立った適切な相談ができる体制づくりが必要です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童・高齢者虐待など、各分野別でのネットワークについては、今まで以上に地域に根ざした連携を図ることが重要です。

人権侵害の早期解決にむけた取組のひとつとして、就労支援や生活支援など、自立につながる支援策の充実が求められています。また、被害者等の救済はもとより、相談・支援を通じて人権問題などの現状を的確に把握し、さまざまな人権施策にも反映させなければなりません。

ア 相談機関に関する情報提供

だれもが気軽に安心して相談できるよう、面談や電話だけでなく、Eメールなど、さまざまな方法による対応を検討し、利便性を高めるとともに、市民が相談しやすい環境づくりとして、プライバシー保護に十分配慮した相談窓口の整備に努めます。

また、さまざまな機会や広報媒体を用いて、相談機関やその活動内容等についての広報活動を積極的に進め、さまざまな相談・支援に関連する制度や施策についての情報提供に努めます。

イ 相談担当者の資質向上と充実

人権問題や制度等の知識、プライバシー保護への配慮など相談担当者の資質向上を図るため研修等に努めます。

また、必要に応じて専門家等に相談できる体制づくりをめざし、相談・支援の充実を図ります。

ウ 相談機関の連携強化

人権相談が複雑・多様化するなかで、相談に的確かつ迅速に対応するには、ひとつの相談窓口において解決できるとは限らないため、相談者の立場に立ち、その内容に沿った相談・支援ができるよう、県や他の市町村及び人権侵犯に関する救済等を所掌する国との連携体制の強化に努めます。

また、公的機関の窓口だけでなく、各種の関係機関等との広範な連携により、相談体制についての総合的なネットワーク化を図ります。

エ 自立への支援策の充実

相談担当者の資質向上や相談関係機関の連携強化により、相談者の立場に立った就労支援や生活支援など、自立につながる支援策の充実に努めます。